

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県久留米市西町1091番地の8

名称 栄和産業株式会社

氏名 代表取締役 中村 康成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 榎原利則



許可番号	第 1007 号
許可の期間	平成24年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日
事業の範囲	裏面のとおり
許可の区域	旧久留米市、旧北野町及び旧三潴町の区域
区域を所管する事務所の所在地	裏面のとおり
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 運搬に当たっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。 各許可区域内で収集した一般廃棄物は、裏面に記載する搬入先施設に搬入すること。 各許可区域外で収集した廃棄物は、裏面に記載する搬入先施設に搬入しないこと。
許可の更新又は変更の状況	平成24年 4月 1日 更新許可

(裏面)

許可の区域	旧久留米市の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市西町1091番地の8	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ 感染性一般廃棄物	空カン・空ビン及びペットボトル
事業系一般廃棄物に限る。		
搬入先施設名称	上津クリーンセンター	高良内中継基地及び 長門石ストックヤード 他

許可の区域	旧北野町の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市北野町十郎丸2089番地1	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	
事業系一般廃棄物に限る。		
搬入先施設名称	甘木・朝倉・三井環境施設組合 (サン・ポート)	

許可の区域	旧三潴町の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市三潴町高三潴1357番地1	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	
事業系一般廃棄物に限る。		
搬入先施設名称	八女西部広域事務組合 (八女西部クリーンセンター)	

平成24~25年度

一般廃棄物（ごみ）処理業許可車両
（許可番号）

16

久留米市
号

平成24~25年度

一般廃棄物（ごみ）処理業許可車両
（許可番号）

—

—

—

済 1 号

久留米市

平成24~25年度

一般廃棄物（ごみ）処理業許可車両
（許可番号）

北野 1号

久留米市